

平成 26 年 4 月 28 日

第 11 回議会改革検討委員会要録

日 時 4 月 22 日（火）午前 10 時～11 時 27 分
場 所 議会委員会室
出 席 堀内、辻、長岡、東、芳倉、服部
富木
欠 席 康村、吉川
説明員 池内総務部長、坂本総務課長
資 料 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則（案）
上牧町情報通信器機使用基準（案）
上牧町議会情報通信器機使用範囲等（案）
上牧町議会 I T 会議設置基準（案）
平成 25 年度における議会基本条例実施状況検証報告（案）

審議結果

委員出欠の扱いについて

・康村委員から「体調不良のため欠席」とのファックスによる届け出があったが、このような理由と手続きによる欠席届は、議会のルールにはない。吉川委員からは何の連絡も受けていない。議長において議会としてしかるべき対処を求める。

・前回も同様な理由による欠席であり、極めて不可解である。体調不良であれば、診断書を添付して届ける必要がある。この状況は決して許されるものではなく、議長においてキッチリとした対処を求める。議会改革は皆で力を合わせて取り組むことが始まりであり、今後このようなことが無いように伝えられたい。

・議会の申し合わせ事項では、出欠状況を議会広報に掲載することになっている。過去に欠席の問題があり、このような申し合わせが行われたと聞いているが、いつの間にか途絶えている。広報掲載の申し合わせ事項を復活することを検討してはどうか。

1. 議会インターネット中継とタブレット端末の今後の手順とスケジュールについて総務部より以下の報告があった。

・議会インターネット中継については、現在、業者に対して再度の提案を求めており、4月下旬が期限となっている。その提案を総務課で5月中旬までには審査と評価をし、その内容が町のシステムに合致しているのであれば、随意契約で進めて行きたい。それをもとに6月初め頃には契約を行い、それに沿ってマニュアル等を作成する。器機を設置したうえで、2～3回の検証作業を行う計画になっており、出来上がりは早ければ7月終わりか8月初めにはなるのではないかと。そうすると9月の議会からの使用ということで検討している。

・タブレット端末の導入については、インターネット中継とほぼ同じ様な考え方で進めている。業者側に対して4月下旬までに提案を求めている。それをもとに提案の内容を評価し、入札の方向で進めて行きたい。このような手順で行くと、6月初め頃に指名入札業者選定委員会を開催し、6月議会の日程も考えながら入札の運びとなるのではないかと。7月初め頃に契約を行い、システムの構築とタブレットの操作方法等の段階になる

のではないか。操作方法については業者から2～3回の指導を受け、それをもとに9月議会に間に合わせたいと考えている。文書等のデジタル化の作業を担当で既に進めている。9月議会の相当量に上る資料についても、それを反映させながらタブレットに移行したい。

- ・インターネット中継のリハーサルについては、2～3回のテストを予定しているとの説明があった。7月に契約するので、9月議会までには1～1.5ヶ月あるのでその間に動作検証を行う。その間に不具合があれば、業者に修正を求める。

- ・タブレット端末の導入を何とか6月議会に間に合わせられないのかとの意見があった。これに対し、発注に必要な手順を十分に踏みながら慎重に進めて行きたいとの答弁があった。

- ・会議規則の改正は、議員提案による本会議議決となる。まだ作業が始まった段階であり、臨時議会ではとても無理である。今後の全員協議会における協議を経たうえで、早くも6月定例議会での議決になるのではないか。

2. 会議規則の見直し（案）と要綱の制定（案）について

- ・会議規則の見直し（案）について、新旧対照表として事務局からA B Cの3案が示された。

- ・第102条（携帯品）に関しては、C案で検討してはどうか。タブレット端末には録音機能や撮影機能も付いている。携帯電話と他の情報通信器機（スマホ、タブレット、ノートパソコン等）との境目が無くなっており、A案、B案の「携帯電話」は残さない方が望ましいので、C案を中心に検討するのがよいのではないか。

- ・C案では「写真機及び録音機の類いを着用し」となっているが、タブレット端末にもこれ等の機能が付いているので却って紛らわしい。「写真機及び録音機」を一層外し、申し合わせのなかで「会議におけるこれらの機能を使用禁止」にしてはどうか。「携帯電話」はスマホに替わりつつあり、文言として使わない方がよい。

- ・議事録はどこまでも一つであり、勝手に録音したのでは議事録の体をなさない。議事録は大切であり最も公の記録である。勝手に録音してそれが出回ることは許されない。録音を禁止する文言を、きっちりとどこかで入れる必要がある。

- ・タブレット端末を導入するのであれば、自分で録音をして一般質問等の記録として自分で使うことはよいのではないか。

- ・それも禁止である。その代わり一般質問や委員会質疑等の必要な記録として、議会として公式に録音したものを電子媒体（USB等）又はカセットテープにコピーし、即日提供する方法が取られている。公式な記録はあくまで一つであり、議員がタブレットや持ち込みパソコン、スマホ、携帯電話等で会議録代わりに録音することは許されない。

- ・まとめとして、C案のアンダーライン部分、写真機及び録音機の文言は削除する。従って「帽子、外とう、襟巻、つえ、かさの類いを着用し」と修正する。会議規則の中では「撮影や録音の禁止」は盛り込まないが、議会申し合わせ事項の中で、会議規則を補完する形できっちりと定める必要がある。

- ・会議規則に通信機器類（携帯電話、ポケットベル等）、写真機及び録音機が持ち込み禁止とされていたのは、過去にそれを悪用して他の目的に使い、議会が大変紛糾する要因になり懲罰の対象になるという経緯があったとされている。

・タブレット端末においてマイパソコンの持ち込みにおいても、会議の妨げにならない使い方がポイントであり、通信器機の使用基準に基づいて扱うことになる。そうなれば使う側の管理能力が厳しく問われることになる。会議規則に定めがない部分は議会の申し合わせで定めることになる。

・傍聴者においても同様である。

・タブレット端末導入の契機が民間の活用事例が参考になっているが、傍聴席は別として議席では議員が自覚をもってやれば問題がないのではないか。

・あくまでも会議録は一つでなければならぬとの原則に基づく問題である。議会から出された議事録は署名議員の署名があつて、始めて議事録となる。

・再度のまとめとして、C案のアンダーライン部分、写真機及び録音機の文言は削除し、議会の申し合わせ事項として「撮影と録音の禁止」を明記することとする。

・第106条（新聞等の閲覧の禁止）については、項目を（情報通信器機等の利用制限）に変更し、会議の目的外で使用禁止という積極的な書き方になっている。条文は改正案通り「本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等の町議会に関する会議に、情報通信器機、新聞紙、書籍等を持ち込んで利用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない」とする。

②通信器機の使用基準と使用範囲について

・通信器機の使用基準と使用範囲については、先に議会運営委員会が視察した埼玉県飯能市議会のそれを参考に、上牧町議会に見合った形で事務局の手で案文が用意された。

・本委員会や全員協議会の議論を経た論点整理を行い、それを十分踏まえて使用基準（案）を事務局案として提出した。しかし、使用基準案の第13条（電子メールの取り扱い）第1項「電子メールの使用は、議員が町民等と情報交換や事務連絡に活用…」となっているが、「町民等と情報交換や」の部分がこれまでの議論には含まれていない部分である。タブレット端末導入はセキュリティ上の理由で、議会と議員、執行機関との間でクローズド環境での構築が前提である。また町民等との情報交換は、議員の個人活動としてマイパソコンまたはスマートフォンでの対応が可能であり、この案からは除外してはどうか。

・議会以外に使ってはいけないということであれば、第7条（通信費の費用負担）で議員が通信費の3分の1を負担しないで、町がすべて負担すればよいのではないか。

・使用範囲等（案）で情報収集における使用を認めており、情報収集の内容について個人的な使用であるかどうかの判別が難しいことから、議員において念のため3分の1の負担するとなっている。

・事務局案では町民等と情報交換が可能となっており、先進地を参考にしたのであればそれでよいのではないか。

・町民等と情報交換を除外することの根拠として、タブレット端末の使用は議員、議会、執行機関の三者によるクローズド環境で構築することが前提となっている。これまでの検討はこの方向で行っており、メール通信で三者以外の町民等が入って来た場合、セキュリティ上で大きなリスクを考えなければならない。何故ならば不特定多数のメールに添付されたファイルから感染することが大いにあり得るからである。また、タブレット

端末で扱われた情報は電子情報として、情報公開条例では公文書として扱われる。そのなかに町民等との意見交換等はなじまないのではないか。

・第7回議会改革検討委員会の要録に「飯能市の例で災害時の情報伝達に極めて有効であった」とある。総務課からの話にもあったように、タブレット端末導入の目的は、ペーパーレス化、緊急時の伝達等から始まった。議員個人のパソコンは、これまで通り使って頂き、タブレット端末は公的な負担で導入するので、議会内で使うものと個人的に使うものとは使い分けすべきではないか。使い方を誤るとタブレット端末から情報が一人歩きする可能性もあり、慎重に使うようになっていた。便利だから何でも使えるのではなく、公的なものと個人的なものとして分けて使うようにしてはどうか。3分の1の負担についても、住民監査請求に堪え得ることが出来るようにするためである。

・議会報告会を開催するなど開かれた議会を目指して議会改革に取り組んでいるのに、そのために何故タブレット端末を広く利用しないのか疑問に思う。

・不特定多数とのメールのやりとりが、セキュリティ対策として最も危険である。タブレット端末では、システム認証と個人認証の二重ロックが考えられている。町民との情報交換は議長宛のメール便も導入されており、議会としての対応が基本ではないか。議員個人のメールとなれば、どこまでが議員個人の活動でありどこまでが議会としての活動であるのか、峻別は難しいのではないか。疑問符がつくものについては、一先ず外してかかるのが基本であり、この考え方でこれまで議論してきている。

・セキュリティ問題が一番大きいと思う。あやうい問題については慎重に取り組んではどうか。

・個人的な利用目的で録音することは、大目に見てもよいのではないか。

・個人的に録音しないでも直ぐに使えるように、録音終了後10分もあればMP3という音声ファイルで事務局から提供出来るようになっている。こうした対応をすることによって、疑義のある対応はなるべく取り除いて行く方向である。

・タブレット端末の通信費の3分の1を議員が負担したとしても、そのデータは公文書扱いとなるのか。

・指摘の通り、タブレット端末のシステムそのものを町が設置するものである以上、そのなかに存在する情報は公文書扱いとある。

・ウイルス感染のなかで、メールに添付されるファイルが最も危険である。セキュリティを掛けガードしても決して万全でなく、そういう危険性は極力取り除いて行くのが望ましい。

・基本は、議員と議会と執行機関の三角関係のなかで使うということか。

・指摘の通りである。例外的に議員が他の自治体の情報を得る場合は、一定の範囲で検索できる。

・意見としてUSBに入れて情報提供すれば、タブレット端末は必要ないのではないか。

・タブレットでメールアドレスを設定し、議員個人のパソコンにコピーすることは出来るのではないか。

・送る方は問題ないが、外部から、例えば第三者である町民さんからメールにウイルスに感染したファイルを添付して送信された場合にどうなるかが問題である。

- ・議員が作成したデータをタブレットに送ることは可能と考えられる。限られた範囲内であれば、ウイルス感染経路も特定することが出来る。オープンにすることによって、その範囲は限りなく広がり、ウイルスの特定は不可能である。議員と議会、執行機関との限られた範囲であれば危険性は少なくなり、その範囲で使えるように設定されている。
- ・3月にタブレット端末の導入について、論点整理している。その最後に「タブレット端末の利用範囲については、運用を図りながらその可能性を十分検討し、議会としての適切な活用に努める」としている。先ず一定の安全を考えながら、また議会で議論してきたものを使用基準としてルール化し、それを運用しながら検討して行くことになっている。今回が終わりではなく、先ず入り口を作ることが狙いである。
- ・使用基準案の電子メールの取り扱いについて、「町民等との情報交換や」は削除することで修正し、議会改革検討委員会の案とする。

③ I T会議設置基準（案）

- ・通信器機の運用に関しては、専門性もあり場合によっては緊急を要する場合がある。会議を6委員構成にし、一定の決定権限を持たせているのが特徴である。緊急を要しない場合は、議長の諮問機関として通常通りに、議長から全員協議会に報告し協議することには変わりはない。飯能市議会の事例が参考にされている。
- ・あくまでも議会内の会議か。執行機関との関係はどうか。
- ・議会内の会議であり、議員6名で構成する案となっている。執行機関は必要に応じて、出席を求めるなり協議すればよいのではないか。

3. 議会基本条例の実施状況検証結果に関する報告（案）について

- ・2回にわたる実施状況検証作業をもとに、検証結果の集計、評価、平成26年度を中心とした具体的な取り組み課題としてまとめた。先の委員会で委員長試案として提示することになっていた。
- ・今後具体的な取り組みが求められる諸課題については、以下の通りである。
 - 議会報告会の開催、議会広報の充実、会議資料の扱いについては、一定の評価があった。しかし、形式はともかく内容としては町民の要望はもう少し高いところにあると考えられ、一段のレベルアップが望まれる。
 - 議会審議における論点情報の形成や分かりやすい政策資料の扱いについては、一定の進歩は見受けられるが、議会の機能を高めるうえで大きな鍵となるテーマであり、今後の重点項目としての運用が必要である。
 - 活動原則に謳われている議会と議員のあり方については、町民からは最も関心の高いテーマであり、議員研修や議員間の討議等を通じて、議会として一層の研鑽が求められる。
 - 26年4月から特別職報酬と管理職手当の回復が図られたことから、残された議員報酬の扱いを検討する段階に来ている。議会基本条例の適切な運用を図りながら、議員報酬の見直し手続きをどのように進めて行くのか、具体的な取り組みが必要である。
 - 全体を通じて議会と執行機関との関係においては、一定の前進が見受けられるが、議会と町民との関係において、議会報告会と議会だよりを除いてはまだまだ踏み込めていない課題が多くあり、取り組みの促進が望まれる。

- 26年度において、議会としては画期的なインターネット中継の開始とタブレット端末の導入が実施されるが、いずれも情報通信技術（ICT）としての大きな効用が期待される一方で、思いも寄らない危険性をも併せ持っている。これらを使い熟すためには、執行機関とともに相当量の研修と訓練が不可欠である。
- 26年4月1日付けで上牧町まちづくり基本条例が施行されたことで、議会基本条例における整合性や議会会議規則を始めとする議会運営のルール等の総点検を始め、適切な措置を講じなければならない。
- ・委員長試案でよいと思う。4月21日の議会改革シンポジウムにおいても、○△×の段階でなく、具体的取り組みが求められる段階になっているとの指摘があった。最後に「総点検を始め、適切な措置を講じなければならない。」となっているが、大事な部分である。

4. その他

- ・議会改革シンポジウム（奈良県議会主催）について、富木議長より下記の報告があった。
- コーディネーターの金井東大教授の話では、議会基本条例を作るのが議会改革であるとされて得来た。いまはこのちょっとしたブームが通り過ぎるのを待つ段階ではない。上牧町の場合は、止むに止まれない状況（土地開発公社問題等）があり、必要に迫られて財政の立て直しに取り組み、それが議会改革に結びついた。
- 議会としても町民のために何とかしなければと、議会基本条例を制定し、ここまでやって来た。さらに住民に開かれた議会づくりということで、議会インターネット中継の実施など、まだまだ進化する途上にあると話した。
- 全国的には議会基本条例は作る段階から見直しをする段階に来ていると指摘があった。議会基本条例の実施状況検証結果に基づき今後の課題が提起されたが、今後その具体的な取り組みが大切である。

次回開催の予定日の仮設定は、5月20日（火）午前10時とする。

議会の申し合わせにより、5月議会で役員選挙が予定されている。

本委員会も構成が変わる可能性はあるが、いくつかの継続協議事項がある。

次回日程の仮設定だけは必要ではないか。

以上